

## 正副議長記者会見について

### 記

#### 1 定例会の総括について

- 今期定例会は、2月12日から3月14日までの31日間の会期で開催した。
- 市長から提出された案件は、人事案件を含め、計52件を可決した。
- 議員提出議案は、条例は「堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」1件、決議・意見書は「竹山修身市長に対する問責決議」等8件を可決した。

#### 【平成31年度各会計当初予算及び関連議案について】

- 2月20日に平成31年度予算審査特別委員会を設置し、付託された各会計当初予算等12件について、3月8日まで審議を行い、3月14日の本会議において可決した。
- 平成31年度各会計当初予算は、総額7,727億円で、対前年度比3.9%の増となっており、行政の原点である安全・安心を最重点課題として、引き続き、堺市マスタープランの「堺・3つの挑戦」、「市民が安心、元気なまちづくり」及び「都市内分権の推進」に取り組むべく編成された予算となっている。
- 本市の財政状況は、健全化判断比率について早期健全化基準を大幅に下回るなど、財政の健全性を確保している一方で、社会保障費をはじめとした義務的経費が増加傾向にあり、財政構造の硬直化が大きな課題となっていることから、徹底した行財政改革や新たな公民連携の拡大、事業の選択と集中による経常的経費の削減を進めるとともに、中長期的に見て税源涵養に資する事業への重点的な投資等による自主財源の充実など、SDGsの理念である「誰一人取り残さない持続可能なまちづくり」の実現に向けた地方財政基盤の強化を推進していかなければならない。
- 我々議会としても、二元代表制としての権能と監視機能をこれまで以上に発揮し、引き続き真摯で活発な議論を重ねてまいりたいと考えている。

#### 【議員提出議案について】

##### (堺市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例)

- 本条例は、「堺市特別職報酬等審議会において、議会議員の期末手当の支給月数の改定を一般職に連動させることは合理的である、との答申が示されたものの、市長の政治資金の問題が本定例会を混乱させている状況の中で、議員の期末手当の値上げは、市民の理解を得ることは難しい」との考えから、議員の期末手当の額は現行のまま据え置き、6月と12月の支給割合のみを一般職と連動させ、ともに100分の220に改定するため提案されたもの。
- 本議案は、3月14日の本会議に提案され、可決された。

##### (決議について)

- 「竹山修身市長に対する不信任決議」について、本件は、大阪維新の会堺市議会議員団から、

地方自治法第178条の規定に基づき出された竹山市長に対する不信任決議であるが、3月14日の本会議で否決された。

- 「竹山修身市長の政治資金問題の調査に関する決議」について、本件は、大阪維新の会堺市議会議員団から、竹山市長の政治資金問題について、地方自治法に基づく、いわゆる百条委員会として特別委員会を設置するために提案されたものであるが、3月14日の本会議で否決された。
- 「平成31年度における竹山修身市長の政治資金問題調査特別委員会の調査経費についての決議」について、本件は、大阪維新の会堺市議会議員団から、議案が提出されていたが、「竹山修身市長の政治資金問題の調査に関する決議」が否決され、議決の必要がなくなったため、審議されなかった。
- 「竹山修身市長に対する問責決議」について、本件は、公明党堺市議団、自由民主党・市民クラブ、ソレイユ堺、日本共産党堺市議会議員団、長谷川議員より共同で提案され、3月14日の本会議で可決された。

#### 【全会一致の決議・意見書について】

- 今期定例会で可決したその他決議・意見書は7件である。
- このうち、全会一致で可決された決議・意見書は以下の6件である。
  - 「食品ロス削減に向けてのさらなる取り組みを進める意見書」
  - 「妊婦が安心できる医療提供体制の充実と健康管理の推進を求める意見書」
  - 「UR賃貸住宅ストックの活用を求める意見書」
  - 「大阪府立大学の中百舌鳥キャンパスでの存続を求める意見書」
  - 「天皇陛下御即位三十年を祝す賀詞決議」
  - 「放課後児童健全育成事業の質の確保を求める意見書」

## 2 竹山市長の政治資金収支報告書に関する件について

- このたびの竹山市長の政治資金収支報告書に関する問題に対する、議会としての対応について報告する。
- 竹山市長の後援会が、外部の政治団体からの寄付金を政治資金収支報告書に一部記載していなかった件について報道がなされたことを受け、市長から議長である私に対し、議会に対して説明をしたいとの申し出があったため、2月7日開催の議会運営委員会において、説明を受けた。市長からは、平成29年分の政治資金収支報告書に誤りがあったため、2月5日に同報告書の訂正を行った旨の説明があり、議会運営委員会委員からは種々質問・意見がなされた。
- 本件については、2月12日開催の本会議においても、各会派等から市長に対し緊急質問を行い、さらに2月15日開催の議会運営委員会において、議員総会を開催することを決定した。私と市長において調整を行い、調査報告資料の提出締切日は3月8日、議員総会の開催日は3月12日となった。あわせて、議会運営委員会委員長からは、議会運営委員会の総意として、早期に説明責任を果たすよう市長に対して申し入れを行った。
- 3月8日の午後には、市長から調査結果報告書が提出され、議会を代表して、私と芝田副議長とで受け取り、直ちに全議員に配布した。なお、3月11日には、3月8日に提出のあった書類に多数の記載ミスがあったとして、資料が再提出された。

- 3月12日には議員総会を開催し、各党派等の議員からは、市長に対し厳しい追及がなされ、また様々な疑義が示されたが、資料が完全でなかったことや、直前に調査報告資料の大幅な訂正もあり、真相解明には至らなかった。
- このことから、議員総会終了後の議会運営委員会では、市長に対する不信任決議、市長の政治資金問題の調査に関する決議、市長の政治資金問題調査特別委員会の調査経費についての決議及び市長に対する問責決議が提案され、3月14日の本会議においては、問責決議が可決、不信任決議及び政治資金問題の調査に関する決議については否決となった。
- 市長に対する問責決議が可決されたことを受け、議会としては、改めて市長に説明責任を果たしていただく必要があると考え、4月23日に再度議員総会を開催することを決定した。また、調査結果報告資料を4月15日までに再提出するよう求めた。
- 我々議会には、この政治資金問題について真相究明を図る責務があると考えている。再度の議員総会において、市長を厳しく問い質し、全容を解明できるよう努めていく。また市長には、説明責任を果たすために必要十分な資料を提出いただくとともに、再度の議員総会の場で、市民が納得できる説明を行い、政治家として、市長としての説明責任を果たしていただくようお願いしたい。

## 2 記者からの質問に答えて

- Q 本日可決された問責決議と否決された不信任決議それぞれについて、どう受け止めているか。
- A 不信任決議を提案された大阪維新の会の思いもよく理解できる。しかし、不信任決議を出すよりも、まず市長に説明責任を果たしていただくことが、市民に対する議会の第一義的な使命であると思っている。今ここで不信任決議を出して、もしそれが可決したら、10日以内に市長が議会を解散するか、あるいは辞職するか、どちらかを選択することになる。不信任決議には、解散になった場合、大阪維新の会が望む、市長の辞職があり得なくなってしまう、そのようなリスクがあると受け止めている。それともう一つ、問責決議というのは、不信任決議と同様に非常に重い決議であり、別に市長のことを容認したとか、そういう意図は全くない。問責決議が出されるということについて、市長としても非常に重く受け止めていただかないといけない。
- Q 問責決議が可決されて、今後（市長は）新たな調査を行い、（議会としては）議員総会を行っていくことになるが、どのくらい原因究明が果たされると思うか。
- A それは、市長の取り組みによるが、私自身は、この問題に対する市長の認識は非常に甘いと思っている。そのことは、昨日（3月13日）の段階で、正副議長からはっきり申し上げている。先だつての議員総会で、なぜ出さないのか、また出すべきであると言われた資料、例えば平成24年度から26年度までの収支報告書、あるいは今回添付されていない領収書、また雇用を証明する書類、こういったものは絶対に出さないといけない、そうでなければ、いくら税理士があのような文書を書いておられても、それでは説明できない、と二人で厳しく申し上げている。どのくらい解明できるか私には予測はつかないが、100%きっちりと答えていただきたいというのが私の希望であり、そうしなければ、市民は納得できないと思う。
- Q 100%の資料、領収書等なりの提出や、説明がなされなかった場合、辞任に相当すると思うか。
- A 辞任というのは、まず本人（市長）が考えること。我々がそのようなことを思ったとしても、政治家として、市長の職を責任をもって担えるかは、まずは本人の判断であると思う。

Q 市長に対する問責決議が可決したことは、これまで堺市ではあったのか。

A (議会事務局より)

市長に対する問責決議はない。不信任決議だと、昭和47年に2回ある。

Q 不信任決議について、議長も採決に加わったと思うが、賛否の人数は。

A (議会事務局より)

46人中賛成が13人。

Q 不信任決議について、議長は賛成されなかったが、それは先ほどおっしゃられた、まだ時宜を得ていないとの考えからか。

A 3月8日に提出された資料、3月11日ギリギリに提出された資料、3月12日の議員総会の有様というのは、私は議会が侮辱されていると、腹を立てていた。けれども私たちは、市長に対してどうこうするより、市民に、この問題をきちんと説明していただくということが議会の役割であると思うので、問責決議でもう一回議員総会、ということにさせていただきました。

Q 緊急質問の時も、議員総会の時も、そして本日の本会議もそうであったが、結構不規則発言が議員同士であったり、また本日(3月14日)の本会議では、傍聴人に対して退出を指示するケースもあって、少し荒れた議会であったと見受けたが、その点についてどう受け止めているか。

A 私は議会というのは、民主主義の場であるので、ある程度のヤジや不規則発言について、また傍聴者も、いくら注意をしても、怒りに任せて率直な意見を言われることがあると思うが、できるだけ、敢えて制止せずにやっていたところはある。

Q 市長の認識が甘いという話があり、その例として平成24年から26年の収支報告書の話がされて、市長は考えを改めたと感じたか。

A 努力するとの返事はいただいた。今までのように「出さない」と言い切れる状況からは変わったと思う。

Q 問責決議が可決されたことを受けての、市長記者会見での竹山市長の受け止めについて、市長しっかりしいや、説明責任を果たしなさいよ、という声と受け止めていると。どちらかという跟前向きに受け止めているようであったが、この受け止めについてはどうか。

A 私はその内容は直接聞いてないが、私たちの思いはそんなレベルではない。しっかりしいや、というのは当たり前のことであって、とにかく堺市民の思い、それから堺市の名誉、そんなことを考えたら、しっかりしいや、という段階ではない。